令和2年度(2020年度)八王子市立小学校使用教科用図書採択要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、令和2年度(2020年度)から八王子市立小学校で使用する教科用図書 (以下「教科書」という。)の採択を公正かつ適正に行うために必要な事項 を定めるものとする。

(採択の権限)

第2条 教科書を採択する権限は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号)第21条第6号の規定により、教育委員会に属 する。

(採択の時期)

第3条 教科書の採択の時期は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号)第14条の定めるところによる。

(採択の基本方針)

第4条 文部科学省が作成した「小学校用教科書目録(平成32年度使用)」に登載されている教科書のうちから採択するものとする。

(採択の方法)

- 第5条 教科書の採択は、教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置 に関する法律(昭和38年法律第182号)第10条の規定に基づく東京都教 育委員会の指導、助言又は援助の下に行うものとする。
- 2 教育委員会は、八王子市立小学校において使用する教科書について1種採択する。ただし、特別支援学級用教科書はこの限りではない。

- 3 採択にあたっては、対象となる教科書について調査研究が十分行われるよう 配慮するとともに、その調査研究を生かした公正かつ適正な採択を実施するも のとする。
- 4 教育委員会は、教科用図書選定資料作成委員会(以下「資料作成委員会」という。)を置き、資料作成委員会の報告を参考にしながら、採択する。

(本年度採択する教科書)

第6条 小学校用教科書(11教科13種目)

科	種目
国 語	围語
	書写
社 会	社 会
	地 図
数	算 数
科	理科
活	生 活
楽	音楽
工作	図画工作
庭	家庭
育	保健
語	英 語
徳	道徳
	語 会 数 科 活 楽 作 庭 育 語

(選定資料作成のための調査の観点)

- 第7条 選定資料の作成にあたっては、次に掲げる調査の観点に基づき実施する ものとする。
 - (1) 内容
 - (2) 構成上の工夫

(教科書の市民への周知)

第8条 教育委員会は、教科書を広く市民の閲覧に供するため、閲覧場所、時間等の周知に努める。

(庶務)

第9条 教科書採択に関する庶務は、学校教育部指導課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年 4月24日から施行する。

この要綱は、令和 元年 5月 1日から施行する。